

国民健康保険税の納税通知書をお送りします

7月中旬にお送りします

国民健康保険税(国保税)の納税通知書を7月中旬に世帯主のかた宛にお送りします。国保税は、医療費や介護保険給付費などの貴重な財源になりますので、各期限内での納付をお願いします。

国保税の内容

平成22年度より下表のように、国保税の限度額が変更になりました。

その他、後期高齢者医療制度の創設に伴う国保税の軽減措置や、国保に加入する65歳〜74歳の世帯主のかたに実施する年金特別徴収(年金からの国保税の天引き)などの詳細は、納税通知書に同封するご案内をご覧ください。

国保税は必ず納めましょう
滞納が続くと...

国保税の滞納が続くと、滞納期間に応じた「短期証」(有効期間が通常より短い保険証)が発行されます。その後も納付されない場合は、「資格証明書」が発行され、医療機関での自己負担が10割になります。最終的には入院時食事療養費や出産育児一時金などの国保の給付が差し止められますので、納付が困難な場合は、必ず納税課で納税相談(要予約)をお受けください。

国保税の減免

災害(風水害、火災等)や特別な事情により、国保税の

収入の無いかたも申告を

国保税は、加入者のかたの所得申告に基づいて算定します。年末調整を受けたかた以外、税務署へ申告するか、市の課税課(本庁舎2階)に住民税の申告をする必要があります。収入の無いかたも必ず申告をしてください。

国保税の納付は口座振替をご利用ください

口座振替の手続きをするのと、納期ごとに指定の口座から自動的に国保税が納められますので、納め忘れがなく、納付の手間が省けます。また、一度手続きをすると、翌年か

国民健康保険に加入のかたへ

「限度額適用認定証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請が必要です

入院時の医療費の窓口負担は、ご本人の自己負担限度額区分が明記された「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」と国民健康保険証を医療機関へ提示していただく、入院時の医療機関等へ支払う医療費(保険診療分)は、自己負担限度額(下表1・2参照)までの窓口負担となります。(外来の場合は除く)

70歳〜74歳までのかたで、世帯員全員が非課税である世帯のかた
※国民健康保険税の滞納がある世帯のかたは、認定証を交付できない場合があります。

★医療機関で認定証を提示せず入院された場合は、支払う医療費(保険診療分)の一部負担金が自己負担限度額を超えると、その超えた分の額を高額療養費として支給します。対象者には後日、高額療養費支給申請書をお送りします。

認定証の交付には事前申請が必要です

○国民健康保険に加入している70歳未満のかた
○国民健康保険に加入してい

支払いが著しく困難と認められる場合は、申請により国保税が減免される場合があります。詳細は保険年金課(本庁舎1階)へお問い合わせください。

らは自動的に振り替えられ大変便利です。
手続きは、納税通知書、預貯金通帳、通帳届出印を持参のうえ、東村山市税取扱金融機関でお申込みください。

やめるときも手続きが必要で健康保険の二重加入の可能性もありますので、お心当たりのかたはすぐに国保の脱退のお手続きをお願いします。

課税区分	平成21年度	平成22年度	
医療分	所得割	4.0%	4.0%
	均等割	22,000円	22,000円
	平等割	12,000円	12,000円
	課税限度額	470,000円	500,000円
後期高齢者医療分	所得割	1.3%	1.3%
	均等割	9,400円	9,400円
	課税限度額	120,000円	130,000円
介護分	所得割	1.3%	1.3%
	均等割	13,000円	13,000円
	課税限度額	90,000円	100,000円

所得割 = 世帯の所得(前年)に応じて計算
均等割 = 世帯の加入者数に応じて計算
平等割 = 1世帯ごとに計算

区分	自己負担限度額(月額)	食事代(1食)
住民税課税世帯のかた 上位所得者(基礎控除後の所得600万円超)	150,000円+1% 1 (83,400円) 2	260円
	80,100円+1% 1 (44,400円) 2	
住民税課税世帯のかた 一般所得者(基礎控除後の所得600万円以内)	35,400円 (24,600円) 2	210円
	90日以内の入院	160円
住民税非課税世帯のかた	91日以上入院	160円

1「+1%」は、実際にかかった医療費の総額が基準額(上位所得者=500,000円、一般所得者=267,000円)を超えた場合、その超過分の1%を追加負担していただくものです。
2()内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額

区分	自己負担限度額(月額)	食事代(1食)
現役並み所得者 1	80,100円+1% 2	260円
住民税課税世帯のかた 1	44,400円	210円
低所得 = 住民税非課税世帯のかた	90日以内の入院	160円
	91日以上入院	100円
低所得 = 住民税非課税で、かつ世帯員の所得が一定基準に満たないかた	15,000円	100円

1 限度額適用認定証の作成は必要ありません。
2 「+1%」は、実際にかかった医療費の総額が267,000円を超えた場合、その超過分の1%を追加負担していただくものです。

65歳以上のかたへ

介護保険料額決定通知書・納入通知書をお送りします

65歳以上のかた(第1号被保険者)へ、平成22年度の「介護保険料額決定通知書・納入通知書」を7月上旬にお送りします。

介護保険制度は、介護を必要としているかたを社会全体で支えようという理念に基づく社会保険制度です。その主旨をご理解いただき、保険料の納付をお願いします。

納付が遅れると保険給付が制限されます

通知書に明記している納期限までに介護保険料を納めることができません。滞納が一定期

介護保険料の減免制度

市では、次のかたを対象に介護保険料の減免制度を設けています。申請する時期によって減免額が異なりますので、該当されるかたは早めに申請してください。

- ① 市・都民税が課税されていないかた
- ② 世帯全員の預貯金の合計額が20万円以下のかた
- ③ 申請時期と減免額
- ④ 7月30日(金)まで1年間保険料の2分の1
- ⑤ 8月2日(月)以降申請

平成23年度

「地域密着型サービス」の提供事業者を募集します

市では、要介護認定を受けている高齢者のかたに、できるかぎり住み慣れた地域での生活を続けていただくよう、日々の生活支援を行う「地域密着型サービス」の事業所整備を進めています。平成23年度は、市内の次の各圏域で介護サービスを行う提供事業者を募集します。

なお、応募をされる事業者は、必ず事前相談(要予約)をお受けください。

募集する地域密着型サービスの種別と整備予定数
○小規模多機能型居宅介護Ⅱ 1か所
○認知症対応型共同生活介護Ⅱ 1か所(2ユニット)
※いずれも介護予防を含む募集する圏域

募集する地域密着型サービスの種別と整備予定数
○小規模多機能型居宅介護Ⅱ 1か所
○認知症対応型共同生活介護Ⅱ 1か所(2ユニット)
※いずれも介護予防を含む募集する圏域

① 保険料段階が第1段階で、生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受給していないかた(世帯全員が市・都民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた)
② 世帯全員の平成21年の収入合計額が150万円以下のかた
③ 市・都民税を課税しているかたに扶養されていないかた
④ 市・都民税が課税されているかたと生計を共にしていないかた
⑤ 世帯全員が居住用以外に土地や家屋等の財産を所有していないかた
⑥ 世帯全員の預貯金の合計額が20万円以下のかた
申請時期と減免額
○7月30日(金)まで1年間保険料の2分の1
○8月2日(月)以降申請

納付が困難な場合は、分割による納付もできますので、納付相談を受けてください。

市では、次のかたを対象に介護保険料の減免制度を設けています。申請する時期によって減免額が異なりますので、該当されるかたは早めに申請してください。

市では、要介護認定を受けている高齢者のかたに、できるかぎり住み慣れた地域での生活を続けていただくよう、日々の生活支援を行う「地域密着型サービス」の事業所整備を進めています。平成23年度は、市内の次の各圏域で介護サービスを行う提供事業者を募集します。

事前相談(要予約)

7月1日(木)〜30日(金)に高齢介護課(いきいきプラザ1階)で行います。

※閉庁日を除く
※公募要項は、高齢介護課で配布しています。また、市のホームページの「新着情報」をご覧ください。

介護保険で要支援1以上の認定があるかたは、住宅改修費(手すりの取り付け等)や福祉用具購入費(入浴補助用具等)の利用ができません。

利用者がかかった費用の全額を支払い、その後、申請すると9割分が助成される償還払いを原則としていますが、今回、新たに追加する受領委任払い方法は、初めから1割負担で済

7月から住宅改修費等の給付に受領委任払い方法が追加されます

7月から住宅改修費等の給付に受領委任払い方法が追加されます

問い合わせ 健康福祉部高齢介護課

